

入札説明書

令和7年札幌市告示第783号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和7年2月25日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階
札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部雇用労働課
電話：011-211-2278 FAX：011-218-5130

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
シニア人材バンク登録企業向け特設ページ保守管理業務
- (2) 調達案件の仕様等
仕様書による。
- (3) 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- (4) 入札書の記載方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった落札希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第3条に定めるもののほか、同要領第85条第1項及び第2項に基づき以下の条件を満たす者。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市内に本社又は営業所等を有している者であること。
- (4) 札幌市競争入札参加資格者名簿において、企業区分が「中小企業」に登録されている者であること。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 過去5年間に都道府県又は政令指定都市において、本業務と同様の業務受託実績があること。
- (7) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しない者であること。
- (8) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）に該当しない者。または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係しない者であること。
- (11) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）に該当しない者であること。

- (12) 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (13) 入札参加時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。
- (14) 複数企業による共同企業体（JV）での応募ではないこと。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

- (2) 入札の日時及び場所

令和7年3月11日（火）10時00分

札幌市役所本庁舎 15階北 観光・MICE推進課会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

- (3) 入札書の提出方法

入札書は「入札書」（別紙1）にて作成し、上記（2）の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函（紙入札方式）すること。（送付及び電送による提出は認めない。）

- (4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 質問

質問がある場合については、下記の期間に「質問書」（別紙3）を提出すること。

（ア）提出先及び受付期間

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和7年3月6日（木）12時00分までに提出すること。

（イ）提出方法

E-Mailにより、質問書を提出すること。

その際、件名は「シニア人材バンク登録企業向け特設ページ保守管理業務に係る質問書」とすること。

・E-Mailメールアドレス koyou@city.sapporo.jp

イ 回答

令和7年3月6日（木）12時00分以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市公式ホームページに掲載する。なお、受付期間内に到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

- (5) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

- (6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

- (7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に「委任状」（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

- ア 開札は、入札後直ちに上記５（２）の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する「委任状」（別紙２）を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の１年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 最低制限価格の設定 無
- (4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契規則第７条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記４に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(5) 入札者に要求される事項

- ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記４に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別添 契約書案のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

【別記】 入札参加資格審査資料の提出について

入札説明書 6（４）ウの「入札参加資格の審査」に係る提出書類は次のとおり。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（別紙４）2 競争入札参加資格認定通知書3 事業協同組合等にあつては、組合員名簿4 契約実績調書 |
|---|